

一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び美里町契約規則（平成9年規則第5号）第18条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、美里町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱に準ずるものとする。

令和8年10月1日

美里町長 原 田 信 次

記

1 入札対象委託業務

- (1) 案 件 名 榛沢川河川改修（測量・設計）業務委託
- (2) 場 所 美里町大字小茂田地内
- (3) 期 間 契約締結日から令和9年3月26日まで
- (4) 設計金額 入札執行後に公表
- (5) 概 要 測量延長 367m
4級基準点 11点
路線測量 0.37km
用地測量 0.58万㎡
設計延長 0.31km

(6) 入札手続等の方法

本案件は、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。なお、資料の提出については別途指示に従い提出すること。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

令和8年10月1日（木） 午前9時から

令和8年10月19日（月） 午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

3 入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和8年10月20日（火） 午前9時から

令和8年10月22日（木） 午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 開札日時

令和8年10月23日（金） 午前10時30分

4 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和7・8年度美里町建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載があり、次の要件を満たす者であること。

資格者名簿において、「建設コンサルタント」に登載がある者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この案件の公告日から入札日までの期間に、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) この案件の公告日から入札日までの期間に、美里町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成18年告示第82号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) この案件の公告日から入札日までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (6) 平成28年度以降に、国又は地方公共団体の河川改修に係る設計業務を完了していること。

6 入札参加資格の有無の確認

美里町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱に準じ、入札執行後に確認する。

7 仕様書等

- (1) 公開日 令和8年10月1日（木）
- (2) 仕様書、その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システム（電子入札システムで指示がある場合は、美里町のホームページ「入札・契約情報」）からダウンロードすること。

8 仕様書等に関する質問

入札参加者は、仕様書等に関し質問がある場合は、次のとおり質問内容を電子入札システムにより提出すること。

- (1) 受付期間
令和8年10月1日（木） 午前9時から
令和8年10月7日（水） 午後4時まで
（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）
- (2) 質問に対する回答
質問に対する回答は、電子入札システムにより、令和8年10月13日（火）までに掲示する。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

入札時に、入札書とともに入札金額積算内訳書を添付して、電子入札システムにより提出すること。なお、入札金額積算内訳書のファイル名は、案件番号と会社名を付記したものとする。（例：「R08-001 ○○○(株)」）

(3) 入札執行等

ア 入札参加者の数が1者であっても、入札を執行する。

イ 入札回数は、1回とする。また、初度の入札の結果再入札となった場合、再入札の回数につ

いても1回とする。

ウ 初度の入札の結果、再入札となった場合の入札書提出期間及び開札日については、初度の入札の終了後、電子入札システムにより通知する。なお、初度の入札において、入札に参加しなかった者、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者及び無効である入札を行った者は、再入札に参加することはできない。

(4) 入札の辞退

競争参加資格確認申請後においても、入札の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

(5) 法令の遵守

入札に当っては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)及び電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)その他関係法令に違反する行為を行ってはならない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札保証金

免除とする。

12 入札の無効に関する事項

美里町契約規則第24条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (2) 事後審査に必要な書類を、期限までに提出しない者が提出した入札
- (3) その他公告に示す事項に反した者がした入札

13 落札候補者の決定

- (1) 落札候補者は、開札において予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、一番低い価格の入札をした者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札システムにより電子くじを利用し、落札候補者を決定する。

14 開札後に関する事項

- (1) 本入札は事後審査型であるため、開札後、落札決定を保留とする。落札候補者通知書を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書」「一般競争入札参加資格等確認資料」等指定された書類を、通知を受けた日から2日以内に提出すること。
- (2) 落札決定後、電子入札システムにより入札結果を公表する。

15 契約の締結に関する事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、仮契約を締結し、美里町議会の議決をもって本契約とする。

なお、落札決定から本契約までの間に、国又は地方公共団体から指名停止の措置を受けた者は、本契約を締結できない。(契約辞退を申し出るものとする。)

16 契約保証金

免除とする。

17 支払条件

- (1) 前金払い
しない。

- (2) 部分払い
しない。

1 8 その他

- (1) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 申請手続及び入札に関する様式については、美里町所定のものを使用すること。

1 9 この告示に関する問い合わせ

美里町総合政策課財政係

TEL 0495-76-1114 (直通)